

北広島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の概要

1 改正の経緯

北広島市市災害弔慰金の支給等に関する条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉の向上に資することを目的とする条例です。

近年の社会情勢を踏まえ、平成31年4月の法の改正により、当該条例の基準となる令が改正となるため、災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から、当該条例の一部改正を行うものです。

※災害援護資金とは、都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により、負傷または住居、家財に被害を受けた世帯主に対してその生活の立直しに資するため、350万円を上限として貸付けるものです。

2 主な改正内容

（1）貸付利率の軽減

被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化のため、貸付利率について、現在の3パーセントから引き下げる。

- ・保証人なし・・・1%
- ・保証人あり・・・無利子

（2）償還方法の拡充

借受人の償還を容易とし、債権の確実な回収を行うため、現在の年賦償還又は半年賦償還の方法に、月賦償還を追加する。

（3）保証人の要件緩和

保証人を立てることが困難な被災者の実情を考慮した貸付けが行えるよう、資金の貸付けについて保証人を立てなければならないこととしている現在の規定を見直し、保証人を立てなくても貸し付けを行えるよう改正する。

3 施行日

平成31年6月1日